

須磨区市民法律相談運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、市民法律相談の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(法律相談の目的)

第2 市民法律相談は、神戸市民を対象として日常生活で生じる様々な問題について、一般的な観点から問題解決の糸口をみつけてもらう場を提供するものである。

(法律相談の件数)

第3 市民相談員による法律相談の件数は、一日14件までとする。弁護士による法律相談の件数は、一日6件までとする。

(相談対象者)

第4 市内在住者並びに市内へ在学又は在勤する者とする。

(相談の対象とならない場合)

第5 相談は、行政の中立性を踏まえつつ、法律的な問題解決のきっかけの場として、弁護士及び市民相談員が、考え方や解決方法等をアドバイスするものである。従って、次の各号に該当するときは、弁護相談をすることはできない。

- (1) 具体的な問題、紛争等がないのに、学術的な興味等で相談すること
- (2) 他人の問題
- (3) 既に弁護士や司法書士等の専門家に依頼している事件
- (4) 法律的な問題ではない事項
- (5) 裁判所で係争中（調停含む）の事件

(利益相反の場合の取扱い)

第6 相談内容が次の各号に該当するときは、相談者の利益を保護するとともに、公正公平な回答を確保するため、当日の弁護士による法律相談をすることができない。

- (1) 相談担当弁護士が受任もしくは既に相談を受けている事件の相手方からの相談
- (2) 相談担当弁護士が、顧問契約をしている者を相手方とする相談
- (3) 相談担当弁護士の親族を相手方とする相談

2 前項の場合において、相談者は、別途、市民相談員による相談日時を予約し、当該日時に法律相談をすることができる。当日、市民相談員が必要と判断した場合、先着順で6人まで弁護士による相談を受けることができる。

(弁護士相談の回数制限)

第7 弁護士相談は、1人につき一日1回までとする

2 相談者が十分に理解を得られるようにするとともに、できるだけ多くの市民が弁護士相談を利用できるようにするため、一事案に関して利用できる弁護士相談の回数を原則3回までとする。

3 前項の一事案については、各事案の個別具体の問題の根本となる要因が同一であれば、事案が進展していても一事案として回数加算を行うものとする。

(市民法律相談の受付)

第8 市民法律相談は、予約により受け付ける。

(1) 予約開始日は、相談日の前週の翌日からとする。

(2) 予約時間を10分以上遅れた場合、当該予約を取り消したものとみなす。

(相談カードの保存年限)

第9 個人情報の保護に関する法律の趣旨に則り、次のとおり、相談カードの保存年限を定めるものとする。

(1) 相談カードは、最終の相談日から1年を経過した後、廃棄処分とする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年4月3日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和6年9月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和8年1月1日から施行する。